

巻頭言



かかりつけ医機能報告と地域医療のこれから

大分県医師会

会長 河野 幸治

わが国は急速な高齢化の進展の中で、地域医療の在り方が大きな転換期を迎えている。そのような中で、国は「かかりつけ医機能報告制度」の創設を進めており、地域の医療機関が果たしている役割を可視化し、患者が適切な医療にアクセスできる体制の整備を目指している。

かかりつけ医機能報告は、地域医療の役割を住民にわかりやすく示すという点では、一定の意義があると考える。地域医療は日常診療から慢性疾患管理、在宅医療までかかりつけ医である我々が中心となって支えてきている。

一方で、制度の形だけが先行し、現場の負担が増えるようなことがあってはならない。かかりつけ医機能の充実を求めるのであれば、それに担う医療機関の努力が診療報酬の中で適切に評価されることが重要である。地域医療を守るという視点から行政には現場の実情を十分に踏まえた制度運用を大いに期待したい。

大分県医師会としては、地域住民が安心して医療を受けられる体制を守るという立場から、医療機関同士の連携をより一層強化して行くとともに行政とも十分に意見交換を行いながら、地域の実情に即した制度運用がなされることを期待する。

日本医師会は、かかりつけ医機能報告は義務であるので、必ず報告するように、また、1号機能「無し」との報告では将来的に診療報酬を下げられる可能性があるので、「有り」にすることが大事であるとのことである。

1号機能の必須項目としての報告内容は、G-MISでの報告が原則ではあるが、

1. 院内掲示：G-MISで自動的に作成されたものを印刷し、院内のどこかに掲示する。手書きでも可。
2. 研修修了者の有無：研修の修了者の有無は「無し」でも良い
3. 先生方の診療領域：17の診療領域を選択
4. 一次診療を行うことができる疾患：40疾患等から選択
5. 相談体制：医療に関する患者からの相談対応の可否

以上の報告でかかりつけ医機能「有り」となる。

財務省は1号機能を有しない医療機関については、初診・再診料の減算を行うべきと主張しているが、日本医師会は当然、反対している。今回の診療報酬改定では減算対象にはならなかったが、2年後はどうなるかわからない。大分県の現状は3月31日現在、80.9%の医療機関がこの「かかりつけ医機能報告」を行っている。報告期限は2026年3月末までだったが、引き続き4月末までには報告及び1号機能「無し」と報告した医療機関は「有り」に修正報告をしていただくよう、会員各位のご協力を是非、お願いする。